

ごみ収集日程表

可燃 ⇒ 燃やすごみ 資源 ⇒ 資源ごみ 不燃 ⇒ 燃やさないごみ 害・危 ⇒ 有害危険ごみ (蛍光灯を除く)

地区	月		火		水		木		金		土	
	男山	東町	後町	立町	石田	岩屋	三河内	山田	川石	悦野	加悦	香河
岩滝地域	男山		資源・不燃、害・危		可燃							可燃
	東町		資源・不燃、害・危		可燃							可燃
	後町		資源・不燃、害・危		可燃							可燃
	立町				可燃							可燃
	石田				可燃							可燃
	岩屋											可燃
	市場	資源・不燃、害・危										可燃
	三河内	資源・不燃、害・危										可燃
	山田	可燃										資源・不燃、害・危
	川石	可燃										資源・不燃、害・危
	悦野	可燃										可燃
	加悦地域	加悦	可燃									
後野		可燃										可燃
与謝		可燃										可燃
瀧		可燃										可燃
金屋		可燃										可燃
算所												可燃
加悦奥												可燃
温江												可燃
明石												可燃
香河												可燃

お問い合わせ先

与謝野町 農林環境課 ☎ 43-9023

- ごみは収集日の午前8時30分までに指定の場所に出してください。
- ごみ量や台風、大雪などで収集時間が異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 1世帯から出すごみは、1日5袋、新聞紙、ダンボールなどは5束以内です(6袋、6束以上は、宮津与謝クリーンセンターへ持ち込み)。
- 蛍光灯(蛍光灯)は、役場各庁舎や公民館などの専用回収ボックスへ出してください。

住み慣れた地域で
安心して暮らしていけるように

認知症 コラム

【第11弾】
「認知症基本法」で変わる、
これからの地域

こんにちは、認知症地域支援推進員です。先月号に引き続き、「認知症基本法から地域の方へ伝えたい(知ってもらいたい)メッセージ」をお届けします。



— メッセージ② — 本人の意思を尊重しましょう

認知症基本法では、認知症になっても、その人が「自分で決める」ことを大切にしましょうという考え方が、とても大事にされています。

Point 1

できることはできる限り
「自分で選ぶ」

- ・何を食いたいのか
- ・どこに行きたいのか
- ・どんな生活をしたいのか

こうした日常のことは、本人が選べるように手助けをするという考え方で。

Point 3

言葉で伝えられなくても
「気持ち」を大事にする

- ・表情、しぐさ
- ・最近の様子
- ・これまで大切にしてきたこと(生活歴)

から、その人が本当に望んでいることを読み取るようにします。

Point 5

本人が「社会の一員」として
意見を言える場をつくる

認知症になっても、地域の行事に参加したり、自分の思いを話したりする機会があることが大切です。

Point 2

わかりやすく伝えて、
ゆっくり決めてもらう

認知症になると、急に答えられなかったり、言葉でうまく伝えられなかったりします。そのため、

- ・写真や実物を見せる
- ・選択肢を絞る
- ・時間をかけて答えを待つ

など、その人の意思が出せるように周りの工夫することが大切です。

Point 4

家族や地域の人
「代わりに決めすぎない」

よかれと思って全部決めてしまうのではなく、本人の気持ちを中心に考えることが法律でも求められています。

認知症のある人もそうでない人も、平等に一人の人として大切にされ、自分の人生を自分で選べるように支えていきましょう。

次号では、3つめのメッセージ「地域で安心して暮らすこと」について紹介します。

問 地域包括支援センター(福祉課内) ☎ 43-9021